

洲本市教育委員会後援名義等の使用申請について

1. 後援の対象となる事業について

市民一般を対象とする事業で、教育・学術・文化及びスポーツ活動の啓発振興に寄与すると認められる事業。

次に掲げるものを除く。

- ・営利を主たる目的とするもの
- ・特定の政党その他政治団体の利害に関するもの
- ・特定の宗教・宗派・教団等の利害に関するもの
- ・対象者に対する経済負担が過重なもの
- ・洲本市教育委員会の施策や事業の推進の方向性に鑑み、後援することが適当でないと認めるもの
- ・その他後援することが適切でないと認めるもの

2. 主催団体について

教育・学術・文化及びスポーツ等に関する団体が主催するものであること。

3. 事業目的について

教育・学術・文化及びスポーツ活動の振興を期待できる事業で、教育的に適切かつ有意義と認められるものであること。

4. 後援名義申請時に必要な書類について

* 洲本市教育委員会後援名義等使用申請書

* 開催要項・パンフレット等の原案（後援名を記載する予定のパンフレット・ポスター等）
後援名を記載する開催要項、パンフレット等の書類を発行する場合は、発行前に、必ず、洲本市教育委員会までご提出ください。

原案を提出し、洲本市教育委員会で後援名義使用が承認されてから正式に発行していただくようお願いいたします。

* 団体概要

申請団体の規約（会則等）、役員名簿と併せてご提出ください。

* 収支予算書（有料の場合）

5. 提出期限について

開催日の1ヶ月前までにご提出ください。

6. 後援名義の承認・通知について

後援名義の使用承認については、洲本市教育委員会での審査後となります。(申請日より、1週間程でご回答いたします。)

承認後、「洲本市教育委員会後援名義等使用許可書」を郵送いたします。

使用期間は許可書の交付日より事業最終日までとなります。

7. 教育長賞の授与について

教育長賞の授与がある場合、申請前にご連絡をお願いいたします。

後援名義使用申請時に、教育長賞の授与についても記載のうえ、申請いただくことになります。

洲本市教育委員会後援名義及び洲本市教育長賞使用許可書の交付後、賞状等に押印をいたします。(賞状等は、ご用意ください)

8. 後援名義使用許可書の送付先について

団体所在地以外に送付をご希望される場合、ご連絡ください。

9. 後援名義使用申請書の内容に変更が生じた場合

すみやかに、洲本市教育委員会までご連絡ください。

「後援名義使用申請の変更について」の提出が必要になります。

10. 「後援名義使用終了報告書」の提出について

事業終了後、すみやかにご提出ください。

添付書類：

プログラム等、実施状況がわかる資料

チラシ・パンフレット等(後援名を記載した発行物等)

収支決算書(有料の場合)